



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年12月25日火曜日 第3039号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

職員 の 給 与 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例.....	(人事課)..... 1
愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例.....	(男女参画・県民協働課).....43
愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例.....	(財政課).....46

条 例

○愛媛県条例第54号

職員 の 給 与 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 次 の よう に 公 布 す る。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中村時広

職員 の 給 与 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(職員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正)

第1条 職員 の 給 与 に 関 す る 条 例 (昭 和 26 年 愛 媛 県 条 例 第 57 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

次 の 表 の 改 正 前 の 欄 に 掲 げ る 規 定 を 同 表 の 改 正 後 の 欄 に 掲 げ る 規 定 に 下 線 で 示 す よう に 改 正 す る。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第18条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(→)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額414,800円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額50,800円</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若し</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第18条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(→)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額414,300円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額50,700円</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若し</p>

くは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定幹部職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定幹部職員にあつては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額

3・4 省略

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条の4第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第19条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第19条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

くは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90(特定幹部職員にあつては、100分の110)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5(特定幹部職員にあつては、100分の52.5)を乗じて得た額の総額

3・4 省略

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条の4第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第19条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条 _____ において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項 _____ に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条 _____ において同じ。)」と読み替えるものとする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,820	194,970	231,150	264,315	290,344	320,796	364,714	410,140	460,692
	2	145,926	196,779	232,758	266,224	292,555	323,007	367,327	412,552	463,807
	3	147,132	198,588	234,265	268,033	294,867	325,318	369,739	415,065	466,822
	4	148,237	200,397	235,873	270,144	296,977	327,529	372,352	417,477	469,837
	5	149,343	201,904	237,280	271,852	298,887	329,740	374,262	419,386	472,852
	6	150,448	203,713	238,989	273,762	301,198	331,750	376,774	421,698	475,867
	7	151,554	205,522	240,496	275,671	303,510	333,961	379,086	423,808	478,882
	8	152,659	207,331	242,104	277,782	305,721	336,172	381,598	426,019	481,998
	9	153,765	208,939	243,310	279,792	307,630	338,082	384,010	428,029	484,711
	10	155,172	210,748	244,818	281,802	309,942	340,293	386,724	430,140	487,827
	11	156,478	212,557	246,426	283,912	312,153	342,303	389,337	432,250	490,842
	12	157,785	214,366	247,833	285,922	314,464	344,514	392,050	434,361	493,957
	13	159,091	215,773	249,340	287,932	316,575	346,323	394,462	436,069	496,671
	14	160,599	217,582	250,848	290,043	318,685	348,333	396,774	437,878	498,982
	15	162,106	219,291	252,154	292,053	320,896	350,343	398,985	439,888	501,294
	16	163,714	221,100	253,561	294,063	323,007	352,353	401,397	441,898	503,605
	17	165,021	222,808	255,069	295,872	324,916	354,061	403,206	443,808	505,716
	18	166,528	224,517	256,677	297,882	326,926	356,071	405,216	445,617	507,123
	19	168,036	226,125	258,385	299,992	328,936	357,880	407,125	447,426	508,630
	20	169,543	227,733	260,194	302,002	330,946	359,790	408,934	449,134	510,037
	21	170,950	229,140	261,802	303,912	332,655	361,699	410,844	450,943	511,243
	22	173,664	230,848	263,611	306,022	334,765	363,609	412,653	452,451	512,650
	23	176,277	232,456	265,320	308,032	336,775	365,619	414,462	453,858	514,158
	24	178,890	234,064	267,028	310,143	338,886	367,528	416,371	455,365	515,665
	25	181,603	235,170	268,938	311,851	340,293	369,538	418,180	456,772	516,771
	26	183,312	236,677	270,847	313,962	342,202	371,448	419,688	458,079	517,876
	27	184,920	238,084	272,656	315,972	344,112	373,458	421,195	459,385	519,082
	28	186,628	239,391	274,465	317,982	346,021	375,468	422,803	460,591	520,288
	29	188,136	240,697	276,174	319,690	347,629	376,975	424,411	461,596	521,293
	30	189,844	241,903	278,083	321,700	349,539	378,784	425,718	462,300	522,198
	31	191,653	242,908	279,993	323,811	351,448	380,593	427,024	463,104	523,102
	32	193,362	244,114	281,701	325,921	353,257	382,201	428,230	463,807	524,007

	33	194,970	245,421	283,209	327,127	355,167	384,010	429,436	464,511	524,811
	34	196,377	246,526	285,118	329,137	356,976	385,417	430,743	465,315	525,715
	35	197,884	247,732	286,927	331,047	358,785	386,925	432,049	466,018	526,419
	36	199,392	249,039	288,837	333,157	360,493	388,533	433,255	466,621	526,921
	37	200,698	249,943	290,445	335,067	361,900	389,940	434,461	467,124	527,625
	38	202,005	251,350	292,153	336,976	363,207	391,146	435,265	467,727	528,228
	39	203,211	252,757	293,962	338,986	364,614	392,352	436,069	468,330	529,032
	40	204,517	254,164	295,771	340,896	366,021	393,457	436,873	468,933	529,635
	41	205,824	255,571	297,279	342,805	367,327	394,563	437,476	469,435	530,137
	42	207,130	256,978	298,987	344,715	368,232	395,769	438,180	469,938	
	43	208,437	258,385	300,495	346,524	369,337	396,975	438,883	470,340	
	44	209,743	259,692	302,103	348,433	370,443	398,080	439,587	470,641	
	45	210,849	260,898	303,711	349,941	371,247	398,784	440,391	470,943	
	46	212,155	262,204	305,419	351,348	372,151	399,487	441,195		
	47	213,462	263,611	307,027	352,855	373,056	400,191	441,597		
	48	214,768	264,918	308,736	354,363	373,960	400,894	442,300		
	49	215,874	266,023	309,640	355,971	374,865	401,497	442,803		
	50	216,979	267,129	311,148	356,775	375,669	402,100	443,205		
	51	217,984	268,435	312,655	357,981	376,473	402,603	443,607		
	52	219,090	269,742	314,263	358,986	377,277	403,005	444,009		
	53	220,195	270,747	315,871	359,890	377,980	403,407	444,411		
	54	221,200	271,852	317,479	360,996	378,684	403,708	444,813		
	55	222,105	273,159	319,087	361,900	379,387	404,010	445,215		
	56	223,110	274,465	320,595	363,006	380,091	404,311	445,516		
	57	223,512	275,370	322,102	363,910	380,593	404,613	445,818		
	58	224,416	276,375	323,308	364,614	381,196	404,914	446,220		
	59	225,220	277,279	324,514	365,317	381,799	405,216	446,521		
	60	226,024	278,385	325,720	366,021	382,503	405,517	446,823		
再任	61	226,728	279,490	326,424	366,423	382,905	405,819	447,124		
用職	62	227,733	280,495	327,328	367,026	383,608	406,120			
員以	63	228,537	281,400	328,132	367,729	384,211	406,422			
外の	64	229,441	282,405	328,936	368,433	384,814	406,723			
職員	65	230,145	282,907	329,841	368,734	385,216	407,025			
	66	230,949	283,812	330,243	369,438	385,819	407,326			
	67	231,853	284,515	330,946	370,141	386,422	407,628			
	68	232,858	285,420	331,750	370,845	387,025	407,929			
	69	233,562	286,425	332,554	371,146	387,427	408,130			

70	234,265	287,229	333,258	371,749	387,930	408,432
71	234,868	288,033	333,961	372,453	388,432	408,733
72	235,672	288,837	334,665	373,056	389,035	409,035
73	236,476	289,641	335,167	373,357	389,337	409,236
74	237,180	290,143	335,770	373,960	389,739	409,537
75	237,883	290,545	336,273	374,664	390,141	409,839
76	238,486	291,048	336,876	375,267	390,543	410,040
77	239,190	291,249	337,177	375,669	390,844	410,241
78	239,994	291,550	337,680	376,171	391,146	410,542
79	240,798	291,751	338,082	376,774	391,447	410,844
80	241,501	292,153	338,584	377,277	391,749	411,045
81	242,004	292,354	338,986	377,779	391,950	411,246
82	242,707	292,555	339,489	378,382	392,251	411,547
83	243,411	292,957	339,991	378,885	392,553	411,849
84	244,114	293,259	340,494	379,186	392,754	412,050
85	244,717	293,560	340,795	379,588	392,955	412,251
86	245,421	293,862	341,197	380,091	393,256	
87	246,124	294,163	341,700	380,493	393,558	
88	246,828	294,565	342,102	380,895	393,759	
89	247,330	294,867	342,403	381,297	393,960	
90	247,833	295,269	342,805	381,799	394,261	
91	248,134	295,570	343,308	382,201	394,563	
92	248,536	295,972	343,710	382,603	394,764	
93	248,838	296,173	343,911	382,905	394,965	
94		296,374	344,313	383,407		
95		296,676	344,815	383,809		
96		297,078	345,217	384,211		
97		297,279	345,418	384,513		
98		297,580	345,820	385,015		
99		297,982	346,222	385,417		
100		298,384	346,524	385,819		
101		298,585	346,825	386,121		
102		298,887	347,227			
103		299,289	347,629			
104		299,590	348,031			
105		299,791	348,534			
106		300,093	348,936			

	107		300,495	349,338						
	108		300,796	349,740						
	109		300,997	350,242						
	110		301,399	350,644						
	111		301,801	350,946						
	112		302,103	351,247						
	113		302,304	351,750						
	114		302,505							
	115		302,806							
	116		303,208							
	117		303,409							
	118		303,610							
	119		303,912							
	120		304,213							
	121		304,615							
	122		304,816							
	123		305,118							
	124		305,419							
	125		305,721							
再任用職員		188,638	216,276	256,476	275,973	291,148	316,675	358,584	391,849	443,205

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条及び附則第3項に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	168,538	184,417	210,949	250,848	294,364	320,896	349,338	383,809	424,914
	2	170,247	186,126	212,959	252,657	296,374	323,107	351,549	386,020	426,723
	3	172,056	187,935	214,969	254,466	298,485	325,419	353,860	387,930	428,632
	4	173,764	189,744	216,979	256,275	300,796	327,529	356,071	390,040	430,542
	5	175,272	191,653	218,989	257,983	302,505	329,740	358,081	391,749	431,949
	6	177,181	193,965	220,798	259,792	304,716	331,951	360,192	393,759	433,657
	7	178,990	196,276	222,808	261,400	306,826	334,263	362,403	395,568	435,265
	8	180,900	198,588	224,718	263,109	309,037	336,474	364,614	397,377	436,773
	9	182,608	200,799	226,828	264,415	310,947	338,182	366,322	399,085	438,381
	10	184,317	203,412	228,637	266,023	313,158	340,494	368,533	401,095	440,089
	11	186,025	205,924	230,446	267,330	315,469	342,705	370,543	403,105	441,697
	12	187,734	208,437	232,255	268,636	317,580	345,016	372,754	405,216	443,305
	13	189,643	210,748	234,064	270,043	319,690	347,026	374,563	406,924	444,411
	14	191,754	212,557	235,974	271,450	322,002	349,137	376,674	409,035	446,019
	15	193,864	214,366	237,883	272,556	324,213	351,348	378,684	411,045	447,828
	16	195,975	216,175	239,793	273,862	326,424	353,458	380,794	413,155	449,637
	17	198,186	218,085	241,300	274,666	328,132	355,468	382,402	414,864	451,245
	18	200,598	219,793	243,109	276,073	330,444	357,478	384,412	416,572	453,054
	19	203,010	221,703	244,918	277,480	332,554	359,488	386,322	418,281	454,863
	20	205,422	223,512	246,727	278,887	334,866	361,599	388,332	419,889	456,571
	21	207,934	225,220	248,335	280,194	336,775	363,307	390,040	421,597	458,179
	22	209,743	227,029	249,742	281,601	338,785	365,317	392,151	423,205	459,888
	23	211,452	228,838	250,948	282,907	340,896	367,126	394,261	424,612	461,496
	24	213,261	230,647	252,255	284,415	342,906	369,237	396,271	426,120	463,305
	25	215,170	232,255	253,561	285,621	344,815	370,945	397,980	427,426	464,812
	26	216,879	233,964	254,767	287,430	346,926	372,955	399,990	428,833	466,219
	27	218,688	235,672	256,074	289,440	348,835	374,965	402,100	430,341	467,727
	28	220,396	237,381	257,280	291,450	350,845	376,975	404,211	431,949	469,033
	29	222,306	238,587	258,385	293,359	352,654	378,784	405,718	433,255	470,239
	30	224,115	240,396	259,491	295,369	354,765	380,895	407,527	434,964	470,943
	31	225,924	242,205	260,797	297,178	356,574	383,005	409,236	436,672	471,646
	32	227,733	244,014	261,903	299,088	358,684	385,015	410,944	438,280	472,350

	33	229,341	245,421	262,405	300,796	360,091	386,925	412,653	439,687	472,852
	34	231,049	246,928	263,611	302,605	362,101	389,035	414,160	441,396	473,656
	35	232,758	248,235	264,717	304,515	364,011	391,146	415,768	443,104	474,360
	36	234,466	249,642	265,923	306,324	366,121	393,055	417,276	444,712	474,963
	37	235,672	250,948	266,827	308,133	368,031	394,764	418,582	446,119	475,264
	38	237,481	252,255	268,033	310,042	370,141	396,271	420,090	446,823	475,867
	39	239,290	253,461	269,038	311,952	372,151	397,578	421,597	447,526	476,370
	40	241,099	254,667	270,043	313,660	374,161	398,985	423,105	448,230	476,872
	41	242,506	255,772	271,249	315,369	376,171	400,191	424,612	448,632	477,375
	42	243,913	256,978	272,556	317,178	378,282	401,296	425,919	449,235	477,777
	43	245,220	258,084	273,862	319,087	380,392	402,301	427,225	449,938	478,179
	44	246,426	259,189	275,068	320,997	382,402	403,306	428,431	450,541	478,581
	45	247,732	259,893	276,174	322,705	384,111	404,512	429,436	451,345	478,882
	46	248,838	260,998	277,681	324,615	385,819	405,718	430,140	452,049	
	47	249,843	262,104	279,189	326,524	387,427	406,824	430,944	452,551	
	48	250,747	263,310	280,696	328,333	389,136	408,030	431,748	453,054	
	49	251,551	264,214	282,505	329,740	390,543	409,336	432,250	453,556	
	50	252,657	265,420	284,214	331,348	391,548	410,140	432,652	453,858	
	51	253,863	266,425	285,922	332,755	392,553	410,944	433,054	454,159	
	52	254,968	267,531	287,430	334,464	393,558	411,648	433,356	454,561	
	53	255,571	268,737	288,937	335,971	394,864	412,150	433,657	454,963	
	54	256,777	269,641	290,746	337,680	395,970	412,854	434,059	455,164	
	55	257,682	271,048	292,455	339,288	397,075	413,557	434,361	455,466	
	56	258,888	272,254	294,163	341,097	398,281	414,160	434,662	455,667	
	57	259,893	273,259	295,570	342,001	399,588	414,864	434,964	456,069	
	58	260,898	274,867	297,279	343,710	400,392	415,266	435,265	456,270	
	59	261,702	276,274	299,088	345,318	401,196	415,869	435,567	456,471	
	60	262,707	277,782	300,897	346,926	401,899	416,472	435,868	456,672	
	61	263,812	279,390	302,304	348,534	402,402	416,874	436,170	457,074	
	62	264,717	280,998	304,113	350,242	403,105	417,477	436,471		
	63	265,822	282,606	305,922	351,951	403,809	417,979	436,773		
	64	266,727	284,113	307,630	353,659	404,512	418,482	437,074		
	65	267,832	285,520	308,937	355,267	404,814	418,984	437,376		
	66	269,038	286,927	310,645	356,875	405,517	419,587	437,677		
	67	270,244	288,435	312,052	358,483	406,221	419,989	437,979		
	68	271,350	289,842	313,761	360,091	406,824	420,492	438,280		
再任	69	272,556	291,349	315,168	361,297	407,226	420,894	438,481		

用職	70	273,963	292,857	316,575	362,704	407,728	421,195	438,783
員以	71	275,370	294,465	317,881	364,011	408,331	421,497	439,084
外の	72	276,676	296,073	319,389	365,418	408,834	421,798	439,386
職員								
	73	277,882	297,279	320,092	366,624	409,336	422,100	439,587
	74	279,289	298,686	321,700	367,830	409,738	422,401	439,888
	75	280,696	300,193	323,208	369,136	410,241	422,703	440,190
	76	281,902	301,701	324,916	370,443	410,743	423,004	440,491
	77	283,008	302,605	326,725	371,749	411,246	423,205	440,692
	78	284,214	304,113	328,434	372,955	411,748	423,507	440,994
	79	285,420	305,319	330,042	374,161	412,351	423,808	441,295
	80	286,425	306,826	331,650	375,367	412,854	424,110	441,597
	81	287,530	308,133	333,358	376,573	413,256	424,311	441,798
	82	288,736	309,540	335,067	377,779	413,859	424,612	442,099
	83	290,043	310,645	336,675	378,885	414,361	424,914	442,401
	84	291,349	312,052	338,383	380,091	414,562	425,115	442,702
	85	292,455	312,957	339,790	381,196	414,864	425,316	442,903
	86	293,661	314,464	341,298	381,799	415,366	425,617	
	87	294,565	315,771	342,805	382,302	415,668	425,919	
	88	295,771	317,278	344,313	382,905	415,969	426,120	
	89	296,776	318,786	345,619	383,508	416,271	426,321	
	90	297,982	320,293	346,825	384,111	416,673	426,622	
	91	299,088	321,700	348,132	384,714	417,075	426,924	
	92	300,294	323,208	349,438	385,317	417,477	427,125	
	93	300,796	324,514	350,845	385,618	417,778	427,326	
	94	302,103	325,821	352,353	386,121	418,180		
	95	303,208	327,228	353,860	386,724	418,582		
	96	304,515	328,534	355,368	387,226	418,984		
	97	305,620	329,740	356,674	387,628	419,286		
	98	306,826	331,047	357,880	388,030	419,688		
	99	308,032	332,353	358,986	388,633	420,090		
	100	309,238	333,660	360,192	389,136	420,492		
	101	310,444	335,067	361,297	389,538	420,793		
	102	311,449	335,971	362,403	390,040			
	103	312,555	337,077	363,508	390,643			
	104	313,560	338,283	364,714	391,146			
	105	314,364	339,388	365,920	391,447			
	106	314,967	340,494	366,423	391,849			

107	315,570	341,499	367,026	392,352					
108	316,273	342,604	367,629	392,653					
109	316,776	343,810	368,232	392,955					
110	317,278	344,815	368,734	393,457					
111	317,781	345,820	369,237	393,960					
112	318,384	346,725	369,739	394,462					
113	319,188	347,629	370,141	394,764					
114	319,891	348,534	370,543	395,266					
115	320,595	349,539	371,146	395,769					
116	321,298	350,544	371,649	396,271					
117	321,901	351,549	372,051	396,573					
118	322,705	352,051	372,553	397,075					
119	323,409	352,654	373,156	397,578					
120	324,213	353,257	373,659	398,080					
121	324,816	353,559	373,860	398,482					
122	325,117	353,961	374,362	398,985					
123	325,620	354,463	374,865	399,387					
124	326,122	354,865	375,267	399,889					
125	326,424	355,267	375,769	400,291					
126		355,669	376,272						
127		356,172	376,774						
128		356,574	377,277						
129		356,976	377,578						
130			378,081						
131			378,583						
132			379,086						
133			379,387						
134			379,890						
135			380,292						
136			380,694						
137			380,995						
138			381,498						
139			382,000						
140			382,503						
141			382,804						
再任用職員	242,707	254,466	258,586	290,043	306,625	320,796	344,514	379,789	411,547

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第3条関係)

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,021	194,970	281,601	333,157	390,744
	2	146,127	197,583	284,013	335,368	393,658
	3	147,333	199,995	286,425	337,579	396,271
	4	148,438	202,407	288,837	339,589	399,085
	5	149,544	204,919	291,148	341,398	401,196
	6	150,850	207,231	293,359	343,509	403,909
	7	152,157	209,542	295,369	345,619	406,623
	8	153,463	211,753	297,379	347,629	409,336
	9	154,569	213,864	299,490	349,338	411,849
	10	156,277	216,175	302,103	351,348	414,462
	11	157,885	218,688	304,716	353,458	417,175
	12	159,493	220,999	307,530	355,368	419,989
	13	161,001	223,009	309,640	357,378	422,602
	14	162,910	225,421	312,253	359,287	425,316
	15	164,820	227,833	314,766	361,096	428,130
	16	166,830	230,245	317,580	363,006	430,843
	17	168,639	232,456	320,193	364,714	433,356
	18	170,850	235,270	322,404	366,624	435,969
	19	173,061	238,185	324,615	368,332	438,481
	20	175,171	241,099	326,725	370,342	441,094
	21	177,382	243,612	328,936	371,850	443,607
	22	179,794	246,325	330,946	373,860	446,220
	23	182,106	248,838	332,956	375,568	448,833
	24	184,417	251,551	334,966	377,478	451,345
	25	186,528	254,265	336,876	378,885	453,556
	26	188,739	256,677	338,785	380,593	455,868
	27	190,849	258,988	340,594	382,503	458,380
	28	192,960	261,199	342,403	384,412	460,893
	29	195,070	263,812	344,313	386,121	463,405
	30	196,678	266,023	346,021	388,030	465,918
	31	198,487	267,933	347,529	389,940	468,430
	32	200,196	270,043	349,237	391,849	470,943

	33	202,005	271,752	350,443	393,457	473,254
	34	203,914	273,762	351,850	395,266	475,666
	35	205,824	275,872	353,157	396,874	478,078
	36	207,733	277,782	354,664	398,683	480,591
	37	209,241	279,691	355,870	399,889	483,003
	38	211,150	281,199	357,277	401,397	485,515
	39	213,060	282,405	358,483	402,804	487,927
	40	214,969	283,912	359,890	404,211	490,440
	41	216,778	285,319	360,594	405,618	492,751
	42	218,688	286,224	361,699	406,924	494,962
	43	220,597	287,229	362,905	408,432	497,173
	44	222,507	288,234	364,011	410,040	499,384
	45	224,215	288,937	365,116	411,447	501,093
	46	226,125	290,143	366,322	412,653	502,600
	47	227,934	291,349	367,629	414,261	504,208
	48	229,743	292,555	368,734	415,869	505,716
	49	231,451	293,862	369,840	417,175	507,424
	50	233,260	295,168	371,146	418,582	508,831
	51	234,969	296,274	372,453	420,090	510,238
	52	236,677	297,379	373,759	421,497	511,746
	53	238,084	298,585	374,463	422,904	512,851
	54	239,893	299,791	375,468	424,311	514,057
	55	241,602	301,098	376,372	425,718	515,263
	56	243,210	302,203	377,377	427,125	516,469
	57	244,416	303,007	378,181	428,230	517,374
	58	245,622	304,113	378,985	429,537	518,379
	59	246,627	305,319	379,689	430,944	519,384
再任	60	247,732	306,424	380,392	432,250	520,389
用職	61	248,838	307,329	380,995	433,054	521,494
員以	62	249,943	308,434	381,699	433,959	522,399
外の	63	250,848	309,540	382,603	434,964	523,102
職員	64	251,953	310,645	383,508	435,868	523,806
	65	253,159	311,449	384,111	436,773	524,610
	66	254,164	312,555	384,915	437,577	525,414
	67	255,270	313,459	385,719	438,180	526,218
	68	256,174	314,464	386,523	438,984	527,022

69	257,079	315,469	387,126	439,386	527,725
70	258,486	316,474	387,829	439,989	528,529
71	259,993	317,580	388,533	440,491	529,333
72	261,300	318,685	389,236	440,994	530,137
73	262,707	319,188	389,940	441,496	530,841
74	264,114	320,193	390,543		
75	265,521	321,298	391,146		
76	266,626	322,404	391,849		
77	267,732	323,509	392,553		
78	268,938	324,514	393,156		
79	270,244	325,419	393,759		
80	271,350	326,323	394,362		
81	272,556	327,429	394,965		
82	273,862	328,233	395,568		
83	275,169	328,936	396,171		
84	276,375	329,740	396,774		
85	277,480	330,243	397,276		
86	278,586	330,745	397,779		
87	279,892	331,248	398,281		
88	281,098	331,750	398,985		
89	281,902	332,052	399,387		
90	283,108	332,554			
91	284,113	333,057			
92	285,319	333,559			
93	286,224	333,861			
94	287,229	334,263			
95	288,234	334,765			
96	289,239	335,268			
97	289,540	335,770			
98	290,445	336,273			
99	291,148	336,775			
100	292,053	337,278			
101	292,957	337,780			
102	293,661	338,283			
103	294,364	338,785			
104	295,068	339,288			

	105	295,771	339,790			
	106	296,274	340,192			
	107	296,776	340,695			
	108	297,279	341,097			
	109	297,480	341,599			
	110	297,882	342,001			
	111	298,183	342,504			
	112	298,485	342,906			
	113	298,786	343,408			
	114	299,088	343,810			
	115	299,389	344,313			
	116	299,691	344,715			
	117	299,992	345,217			
	118	300,394	345,619			
	119	300,696	346,021			
	120	301,098	346,423			
	121	301,399	346,825			
再任用職員		218,587	259,993	284,917	327,529	386,322

備考 この表は、研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,139	334,765	399,889	474,058
	2	251,652	337,780	402,804	476,370
	3	254,164	340,695	405,718	478,581
	4	256,677	343,710	408,532	480,892
	5	258,888	346,423	411,145	483,103
	6	262,707	349,740	413,859	485,314
	7	266,526	352,855	416,673	487,525
	8	270,345	355,971	419,386	489,736
	9	273,963	358,785	421,597	491,746
	10	277,983	361,699	424,311	493,857
	11	282,003	364,815	426,924	495,967
	12	286,023	368,031	429,637	498,078
	13	289,842	370,945	432,049	500,188
	14	293,862	374,563	434,562	502,299
	15	297,781	377,779	436,974	504,409
	16	301,701	381,498	439,486	506,520
	17	305,419	385,116	441,496	508,630
	18	309,037	387,829	443,908	510,640
	19	312,555	390,643	446,220	512,650
	20	316,173	393,357	448,632	514,660
	21	319,791	396,171	450,139	516,469
	22	323,509	398,784	452,551	518,278
	23	327,027	401,397	454,863	520,188
	24	330,544	403,809	457,174	522,097
	25	334,062	405,819	459,184	523,806
	26	336,876	408,130	461,496	525,615
	27	339,489	410,341	463,707	527,424
	28	342,102	412,653	466,018	529,233
	29	344,916	414,964	468,129	530,841
	30	347,026	417,075	470,440	532,650
	31	349,237	419,085	472,752	534,459
	32	351,649	421,195	474,963	536,268

	33	353 860	423 105	476 973	537 876
	34	356 272	424 914	479 083	539 685
	35	358 483	426 723	481 194	541 393
	36	360 996	428 733	483 304	543 202
	37	363 207	430 642	485 415	544 810
	38	365 619	432 652	487 224	546 418
	39	368 031	434 562	489 033	547 825
	40	370 242	436 572	490 842	549 433
	41	372 553	438 381	492 550	550 941
	42	373 960	440 190	494 359	552 348
	43	375 468	441 898	496 168	553 755
	44	376 875	443 707	497 977	555 061
	45	378 081	445 516	499 585	556 267
	46	379 488	447 325	501 294	557 272
	47	380 995	449 134	503 103	558 277
再任	48	382 503	450 843	504 912	559 282
用職	49	383 608	452 652	506 520	560 287
員以	50	384 613	454 360	507 826	561 192
外の	51	385 618	456 169	509 133	562 096
職員	52	386 422	457 978	510 439	563 001
	53	387 327	459 888	511 444	563 805
	54	388 231	461 094	512 751	564 709
	55	388 935	462 300	514 057	565 614
	56	389 839	463 506	515 364	566 518
	57	390 543	464 712	516 369	567 423
	58	391 447	465 717	517 173	568 327
	59	392 251	466 722	517 977	569 232
	60	393 055	467 727	518 781	569 935
	61	393 558	468 531	519 685	570 840
	62	394 060	469 234	520 489	571 744
	63	394 462	469 938	521 394	572 649
	64	394 965	470 641	522 198	573 553
	65	395 266	471 345	523 102	574 458
	66		472 048	524 007	
	67		472 752	524 710	
	68		473 355	525 615	

69			473,656	526,519	
70			474,360	527,323	
71			475,063	528,228	
72			475,767	529,132	
73			476,169	529,936	
74			476,772	530,841	
75			477,475	531,745	
76			478,179	532,449	
77			478,581	533,253	
78			479,184	534,157	
79			479,787	535,062	
80			480,289	535,966	
81			480,892	536,770	
82			481,395	537,675	
83			481,897	538,579	
84			482,400	539,484	
85			482,802	540,288	
86			483,405	541,192	
87			483,807	542,097	
88			484,309	543,001	
89			484,812	543,805	
90			485,415		
91			486,018		
92			486,420		
93			486,922		
94			487,525		
95			488,128		
96			488,731		
97			489,234		
再任用職員		297,681	340,293	394,965	468,330

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,745	187,834	223,210	249,340	281,299	328,635	372,955
	2	151,152	189,442	224,818	250,546	283,309	330,645	375,669
	3	152,559	191,050	226,426	251,752	285,520	332,856	378,282
	4	153,966	192,658	228,034	253,159	287,631	335,067	380,995
	5	155,172	194,166	229,441	254,365	289,741	336,876	383,407
	6	156,981	195,673	231,049	255,571	291,852	339,087	386,121
	7	158,689	197,281	232,557	256,777	293,962	341,097	388,734
	8	160,398	198,789	234,165	257,883	296,073	343,308	391,447
	9	162,106	200,397	235,270	259,189	298,083	345,117	393,558
	10	163,815	202,105	236,778	260,194	300,294	347,227	395,869
	11	165,523	203,713	238,185	261,199	302,404	349,338	398,080
	12	167,332	205,422	239,391	262,204	304,615	351,448	400,291
	13	168,840	206,829	240,999	263,511	306,625	352,956	402,402
	14	170,749	208,437	242,406	264,817	308,535	354,966	404,412
	15	172,759	210,045	243,612	266,425	310,645	356,875	406,422
	16	174,669	211,653	245,019	267,832	312,655	358,885	408,532
	17	176,578	213,060	245,923	269,340	314,665	360,694	410,341
	18	178,488	214,668	247,129	271,149	316,675	362,704	412,351
	19	180,297	216,376	248,335	272,958	318,786	364,714	414,261
	20	182,206	218,085	249,541	274,767	320,896	366,724	416,371
	21	184,116	219,391	250,948	276,576	322,705	368,533	418,180
	22	185,623	220,899	251,953	278,385	324,715	370,543	419,788
	23	187,131	222,306	252,958	280,194	326,524	372,654	421,396
	24	188,638	223,813	254,064	281,902	328,534	374,764	422,904
	25	190,246	225,220	255,270	283,711	330,243	376,171	424,411
	26	191,553	226,627	256,576	285,621	332,152	377,980	425,718
	27	193,060	227,934	257,983	287,530	334,162	379,789	427,024
	28	194,467	229,240	259,491	289,339	336,172	381,498	428,331
	29	195,975	230,547	260,898	291,048	337,479	383,307	429,637
	30	197,181	231,954	262,606	292,857	339,288	384,814	430,843
	31	198,487	233,461	264,315	294,666	340,996	386,422	432,049
	32	199,794	234,868	265,923	296,575	342,805	388,131	433,155
	33	201,201	235,974	267,330	298,284	344,514	389,437	434,361

	34	202,608	237,280	269,139	299,992	346,323	390,744	435,567
	35	203,914	238,285	270,847	301,801	348,232	392,050	436,773
	36	205,321	239,592	272,556	303,610	350,041	393,256	437,979
	37	206,427	240,999	274,063	304,917	351,850	394,362	439,285
	38	207,733	242,305	275,772	306,625	353,559	395,568	440,089
	39	209,040	243,411	277,480	308,133	355,167	396,673	440,491
	40	210,346	244,717	279,088	309,741	356,875	397,779	441,195
	41	211,452	246,024	280,596	311,449	358,081	398,583	441,697
	42	212,658	247,129	282,204	313,158	359,187	399,387	442,099
	43	213,864	248,335	283,912	314,766	360,393	400,191	442,501
	44	215,070	249,441	285,621	316,474	361,599	400,995	442,903
	45	216,276	250,546	287,128	317,379	362,805	401,397	443,305
	46	217,381	251,953	288,837	318,786	363,609	402,000	443,707
	47	218,386	253,461	290,545	320,293	364,815	402,502	444,109
	48	219,492	254,767	292,153	321,901	365,920	402,904	444,411
	49	220,497	256,375	293,359	323,308	366,925	403,306	444,712
	50	221,502	257,782	294,967	324,615	367,930	403,608	445,114
	51	222,406	259,189	296,274	325,821	368,935	403,909	445,416
	52	223,411	260,496	297,882	327,127	369,940	404,211	445,717
	53	223,813	261,601	299,188	328,233	370,744	404,512	446,019
	54	224,718	263,008	300,696	329,238	371,548	404,814	
再任	55	225,421	264,415	302,103	330,343	372,453	405,115	
用職	56	226,326	265,722	303,610	331,348	373,357	405,417	
員以	57	227,029	266,526	304,615	331,851	373,860	405,718	
外の	58	227,934	267,832	305,821	332,755	374,664	406,020	
職員	59	228,637	269,139	307,027	333,559	375,468	406,321	
	60	229,441	270,445	308,434	334,464	376,272	406,723	
	61	230,346	271,350	309,741	335,268	376,674	406,924	
	62	231,150	272,556	310,947	335,569	377,377	407,226	
	63	232,054	273,862	312,253	336,172	378,081	407,527	
	64	233,059	275,169	313,459	336,876	378,784	407,829	
	65	233,662	275,973	314,866	337,479	379,186	408,030	
	66	234,466	277,078	315,670	338,182	379,789		
	67	235,270	277,983	316,474	338,886	380,493		
	68	236,074	279,088	317,278	339,589	381,096		
	69	236,778	280,093	317,881	340,293	381,498		

70	237,481	281,098	318,585	340,795	382,000
71	238,185	282,204	319,288	341,398	382,503
72	238,788	283,309	319,891	342,001	383,005
73	239,491	283,912	320,595	342,303	383,608
74	240,295	284,616	320,796	342,906	384,111
75	241,099	285,118	321,399	343,408	384,714
76	241,803	285,922	322,002	344,011	385,317
77	242,205	286,726	322,605	344,514	385,819
78	242,808	287,329	323,107	345,016	386,322
79	243,411	287,932	323,610	345,519	386,824
80	244,014	288,535	324,112	345,921	387,327
81	244,315	289,239	324,715	346,222	387,628
82	244,717	289,741	325,218	346,524	388,131
83	245,119	290,143	325,620	346,926	388,533
84	245,421	290,545	326,122	347,227	388,935
85	245,722	290,746	326,625	347,730	389,337
86		290,947	327,027	348,031	389,839
87		291,148	327,228	348,333	390,241
88		291,349	327,630	348,634	390,643
89		291,751	328,032	349,036	391,045
90		291,952	328,434	349,338	391,548
91		292,153	328,836	349,740	391,950
92		292,354	329,238	350,041	392,352
93		292,756	329,539	350,443	392,754
94		292,957	329,740	350,745	
95		293,158	330,142	351,046	
96		293,460	330,444	351,348	
97		293,862	330,645	351,649	
98		294,163	330,946	352,051	
99		294,364	331,248	352,453	
100		294,666	331,549	352,855	
101		294,967	331,750	353,358	
102		295,168	332,052	353,760	
103		295,369	332,454	354,162	
104		295,671	332,655	354,564	
105		295,972	332,856	355,066	

	106			333,057				
	107			333,459				
	108			333,660				
	109			333,861				
	110			334,263				
	111			334,665				
	112			335,067				
	113			335,268				
再任用職員		189,643	216,376	244,717	258,184	283,510	324,414	366,825

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,815	191,452	239,692	262,405	287,329	331,750	375,970
	2	165,222	193,563	241,501	263,410	289,138	333,861	378,583
	3	166,729	195,673	243,310	264,315	290,947	335,871	381,297
	4	168,136	197,683	245,119	265,420	292,857	338,082	383,910
	5	169,644	199,794	246,526	266,023	294,565	340,092	386,121
	6	171,151	202,105	247,833	267,028	296,374	342,202	388,533
	7	172,659	204,417	248,938	267,832	298,284	344,313	390,844
	8	174,166	206,728	250,245	268,837	300,093	346,423	393,156
	9	175,473	209,140	251,250	269,943	302,002	347,931	395,166
	10	177,181	210,547	252,355	270,747	303,912	349,941	397,276
	11	178,789	211,954	253,260	271,852	305,721	351,850	399,487
	12	180,297	213,160	254,164	273,058	307,630	353,860	401,799
	13	181,804	214,567	255,370	274,365	309,138	355,770	403,708
	14	183,814	215,974	256,476	275,571	310,746	357,880	405,718
	15	185,824	217,482	257,280	276,777	312,555	359,991	407,929
	16	187,834	218,688	258,285	278,184	314,364	362,001	410,140
	17	190,045	220,095	258,888	279,490	316,072	364,011	412,150
	18	192,156	221,602	259,792	280,897	317,680	366,021	414,361
	19	194,266	223,110	260,797	282,103	319,389	368,131	416,572
	20	196,377	224,617	261,702	283,410	321,097	370,242	418,683
	21	198,487	225,823	262,606	285,018	322,504	371,950	420,592
	22	200,698	227,532	263,611	286,626	324,012	374,061	422,502
	23	202,909	229,240	264,516	288,133	325,519	376,171	424,311
	24	205,120	230,949	265,521	289,540	327,027	378,181	426,220
	25	207,130	232,255	266,727	290,847	328,434	380,191	427,929
	26	208,437	233,964	267,832	292,656	329,841	381,799	429,537
	27	209,643	235,672	269,038	294,465	331,348	383,709	431,245
	28	210,949	237,381	270,244	296,173	332,956	385,618	432,853
	29	212,155	238,989	271,450	297,480	334,062	387,427	434,160
	30	213,261	240,396	272,958	299,088	335,569	389,136	435,466
	31	214,567	241,702	274,566	300,696	336,976	391,045	437,074
	32	215,773	242,808	275,973	302,404	338,484	392,854	438,582
	33	217,080	244,014	277,581	303,811	340,092	394,563	440,290

34	218,386	245,119	279,088	305,319	341,599	396,271	441,898
35	219,693	246,024	280,395	306,927	343,207	398,080	443,305
36	220,999	247,129	281,701	308,535	344,715	399,789	444,712
37	222,205	248,034	283,309	309,841	346,423	401,397	445,818
38	223,612	249,139	284,716	311,248	348,031	403,105	447,124
39	224,919	250,044	286,224	312,655	349,539	404,914	448,431
40	226,326	251,149	287,631	314,263	351,147	406,723	449,838
41	227,230	251,652	288,937	315,771	352,353	408,231	450,843
42	228,637	252,556	290,445	317,178	353,860	409,738	451,546
43	230,044	253,461	291,952	318,585	355,368	411,246	452,350
44	231,451	254,365	293,560	320,092	356,775	412,552	452,953
45	232,657	255,169	294,867	320,896	358,383	413,658	453,858
46	234,064	256,174	296,274	322,303	359,388	414,763	454,561
47	235,371	257,079	297,781	323,710	360,895	415,869	455,365
48	236,677	258,084	299,289	325,218	362,202	417,075	456,169
49	237,682	259,089	300,394	326,323	363,609	418,381	456,873
50	238,788	260,194	301,701	327,730	365,016	419,487	457,576
51	239,793	261,400	302,907	329,037	366,322	420,693	458,280
52	240,898	262,606	304,314	330,343	367,729	421,798	459,084
53	241,803	263,712	305,721	331,750	369,237	423,004	459,888
54	242,908	265,219	307,027	333,157	370,443	424,009	460,692
55	243,913	266,626	308,434	334,564	371,548	425,115	461,395
56	244,918	268,033	309,841	335,871	372,754	426,220	462,099
57	245,622	269,541	310,645	336,775	373,860	427,326	462,903
58	246,627	271,149	311,851	338,082	374,764	427,828	
59	247,330	272,656	313,057	339,288	375,769	428,431	
60	248,335	274,164	314,464	340,594	376,774	428,833	
61	249,240	275,571	315,570	341,700	377,377	429,436	
62	250,245	277,078	316,876	342,604	378,181	429,939	
63	251,049	278,586	318,183	343,810	378,985	430,341	
64	252,054	279,892	319,389	345,117	379,789	430,843	
65	252,958	281,299	320,695	346,222	380,493	431,446	
66	253,863	282,807	322,002	347,428	381,196	431,848	
67	254,968	284,314	323,308	348,634	382,000	432,150	
68	255,873	285,822	324,615	349,740	382,704	432,451	
69	256,677	286,927	325,318	350,745	383,307	432,853	

	70	257,782	288,435	326,424	351,750	383,910
	71	258,888	289,942	327,529	352,855	384,613
	72	259,993	291,349	328,434	353,961	385,216
	73	261,400	292,354	329,740	354,765	385,920
	74	262,707	293,761	330,444	355,870	386,422
	75	264,013	294,967	331,549	356,976	387,025
	76	265,219	296,274	332,755	358,081	387,528
	77	266,224	297,681	333,861	358,785	387,930
	78	267,330	298,987	335,067	359,589	388,533
	79	268,636	300,193	336,172	360,393	389,035
	80	269,842	301,500	337,378	361,096	389,337
	81	270,747	302,002	338,484	361,699	389,638
	82	271,752	303,208	339,589	362,202	390,141
再任 用職 員以 外の 職員	83	272,857	304,314	340,594	362,805	390,543
	84	273,963	305,520	341,700	363,307	390,844
	85	274,767	306,625	342,604	363,910	391,146
	86	275,671	307,831	343,609	364,413	391,648
	87	276,777	309,037	344,514	365,016	392,151
	88	277,882	310,143	345,519	365,518	392,553
	89	278,686	311,449	346,524	365,920	392,854
	90	279,591	312,655	347,328	366,322	393,256
	91	280,395	313,861	348,132	366,925	393,759
	92	281,400	315,067	348,936	367,428	394,161
	93	282,304	315,871	349,539	367,729	394,563
	94	283,309	316,575	350,142	368,232	394,965
	95	284,214	317,278	350,845	368,634	395,467
	96	285,219	317,881	351,448	368,935	395,869
	97	285,822	318,585	351,850	369,538	396,271
98	286,626	318,886	352,252	370,041	396,673	
99	287,229	319,489	352,755	370,543	397,176	
100	288,133	320,193	353,157	371,046	397,578	
101	288,937	320,595	353,659	371,649	397,980	
102	289,741	321,198	354,061	372,151		
103	290,545	321,801	354,564	372,654		
104	291,349	322,404	354,966	373,056		
105	292,053	322,806	355,267	373,659		

106	292,555	323,308	355,770	374,161
107	293,058	323,811	356,172	374,664
108	293,560	324,313	356,473	375,166
109	293,761	324,715	356,976	375,769
110	294,063	325,117	357,478	376,171
111	294,264	325,419	357,981	376,674
112	294,666	325,720	358,483	377,176
113	294,967	326,122	358,986	377,779
114	295,168	326,524	359,488	
115	295,570	326,926	359,991	
116	295,872	327,228	360,393	
117	296,173	327,429	360,795	
118	296,475	327,730	361,197	
119	296,776	328,132	361,699	
120	297,178	328,333	362,202	
121	297,480	328,534	362,604	
122	297,882	328,836	363,106	
123	298,183	329,137	363,609	
124	298,585	329,439	364,111	
125	298,786	329,640	364,413	
126	298,987	329,941		
127	299,289	330,343		
128	299,691	330,544		
129	299,892	330,745		
130	300,193	330,946		
131	300,595	331,348		
132	300,997	331,549		
133	301,198	331,851		
134	301,500	332,253		
135	301,902	332,655		
136	302,203	333,057		
137	302,404	333,358		
138	302,706	333,760		
139	303,108	334,162		
140	303,409	334,564		
141	303,610	334,866		

142	304,012	335,268						
143	304,414	335,569						
144	304,716	335,971						
145	304,917	336,273						
146	305,118	336,675						
147	305,419	337,077						
148	305,821	337,479						
149	306,022	337,780						
150	306,223	338,182						
151	306,525	338,584						
152	306,826	338,986						
153	307,228	339,288						
154	307,429							
155	307,630							
156	307,932							
157	308,233							
158	308,535							
159	308,836							
160	309,138							
161	309,540							
162	309,841							
163	310,143							
164	310,444							
165	310,846							
166	311,148							
167	311,449							
168	311,751							
169	312,153							
再任用職員	236,275	256,677	263,913	274,164	290,545	327,831	372,453	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130</p> <hr/> <p>_____ を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の110</p> <hr/> <p>_____ を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5</p> <hr/> <p>_____ 」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗</p>

じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3・4 省略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条の4第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第19条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3・4 省略

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条の4第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条_____において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項_____に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条_____において同じ。）」と読み替えるものとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

中学校・小学校教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	158,689	174,769	263,712	292,756	408,733
	2	160,197	176,880	266,224	295,369	410,241
	3	161,704	178,990	268,536	298,284	411,748
	4	163,212	181,201	270,847	300,796	413,256
	5	164,920	183,211	273,360	303,309	414,663
	6	166,830	185,422	275,772	305,721	416,070
	7	168,639	187,633	277,983	308,032	417,577
	8	170,448	189,844	280,194	310,444	419,185
	9	172,257	192,156	282,405	312,856	420,592
	10	174,367	194,970	284,716	315,469	421,999
	11	176,377	197,683	287,128	318,183	423,406
	12	178,387	200,397	289,339	321,097	424,713
	13	180,397	203,311	291,751	323,509	426,019
	14	182,608	205,020	293,862	325,519	427,426
	15	184,819	206,628	295,771	327,529	428,833
	16	187,030	208,336	297,781	329,841	430,240
	17	189,342	210,145	299,892	331,851	431,446
	18	191,955	211,753	302,404	334,062	432,753
	19	194,467	213,462	304,917	336,373	433,959
	20	196,980	215,070	307,630	338,484	435,265
	21	199,492	216,879	309,841	340,695	436,371
	22	201,201	218,788	312,454	342,906	437,577
	23	202,909	220,698	314,766	345,217	438,883
	24	204,618	222,607	317,479	347,529	440,190
	25	206,125	224,115	320,092	349,237	441,496
	26	207,532	226,125	322,404	351,046	442,702
	27	209,140	228,135	324,816	352,956	443,707
	28	210,648	230,145	327,027	354,865	444,813
	29	212,356	231,954	329,238	356,674	446,019
	30	214,065	234,667	331,248	358,483	446,823
	31	215,773	237,381	333,459	360,192	447,627
	32	217,482	240,094	335,670	362,101	448,531

33	218,889	242,707	337,479	363,408	449,436
34	220,597	245,521	339,589	365,116	449,938
35	222,306	248,134	341,700	366,624	450,441
36	224,014	250,848	343,710	368,433	450,943
37	225,421	253,360	345,720	370,342	451,446
38	227,130	255,873	347,629	371,850	
39	228,838	258,385	349,639	373,156	
40	230,547	260,697	351,549	374,764	
41	232,155	263,310	353,056	375,870	
42	233,863	265,722	354,865	377,277	
43	235,471	267,933	356,473	378,684	
44	237,079	270,144	358,182	380,191	
45	238,788	272,254	359,991	381,598	
46	240,295	274,465	361,699	383,206	
47	241,602	276,676	363,006	384,814	
48	243,009	278,686	364,614	386,322	
49	244,215	280,998	365,820	387,729	
50	245,622	283,008	367,327	389,236	
51	247,129	284,917	368,935	390,744	
52	248,335	286,927	370,543	392,151	
53	249,441	288,736	371,950	393,357	
54	250,848	291,148	373,458	394,663	
55	252,054	293,460	374,965	395,769	
56	253,260	295,972	376,473	396,874	
57	254,466	297,982	377,980	398,281	
58	255,672	300,495	379,387	399,487	
59	256,777	302,806	380,794	400,693	
60	257,983	305,520	382,101	402,000	
61	259,390	307,932	383,005	403,206	
62	260,395	310,344	384,211	404,211	
63	261,601	312,856	385,417	405,618	
64	262,506	315,168	386,523	406,924	
65	263,511	317,379	387,427	408,130	
66	264,918	319,590	388,633	409,236	
67	266,325	321,700	389,638	410,442	
68	267,732	323,911	390,744	411,547	

	69	269,340	325,821	391,950	412,552
	70	270,847	327,931	392,955	413,758
	71	272,355	330,042	394,060	414,964
	72	273,762	332,052	395,266	416,170
	73	274,767	334,162	396,271	416,773
	74	275,973	336,273	397,377	417,577
	75	277,279	338,484	398,482	418,281
	76	278,485	340,695	399,588	418,783
再任					
用教	77	279,691	342,403	400,492	419,085
育職	78	280,797	344,313	401,397	419,487
員以	79	282,003	346,021	402,402	419,889
外の	80	283,209	347,830	403,407	420,291
教育					
職員	81	284,415	349,639	404,211	420,592
	82	285,319	351,448	405,015	420,994
	83	286,525	352,855	405,718	421,396
	84	287,731	354,664	406,522	421,698
	85	288,636	355,870	407,226	421,999
	86	289,540	357,478	408,030	422,401
	87	290,244	358,986	408,733	422,803
	88	291,249	360,493	409,437	423,105
	89	292,254	361,800	410,040	423,406
	90	293,158	363,106	410,743	423,708
	91	294,063	364,513	411,246	424,009
	92	294,867	365,920	411,949	424,210
	93	295,168	367,428	412,351	424,411
	94	295,872	368,734	412,753	424,713
	95	296,575	370,041	413,055	425,014
	96	297,379	371,247	413,356	425,215
	97	298,183	372,252	413,658	425,416
	98	298,987	373,257	413,959	425,718
	99	299,791	374,262	414,261	426,019
	100	300,495	375,267	414,462	426,220
	101	301,399	376,171	414,663	426,421
	102	301,902	377,176	414,964	
	103	302,404	378,181	415,266	
	104	302,907	379,186	415,467	

105	303 ,108	379 ,990	415 ,668
106	303 ,510	380 ,895	415 ,969
107	303 ,811	381 ,799	416 ,271
108	304 ,012	382 ,804	416 ,472
109	304 ,213	383 ,608	416 ,673
110	304 ,414	384 ,613	416 ,974
111	304 ,716	385 ,618	417 ,276
112	305 ,017	386 ,623	417 ,477
113	305 ,218	387 ,226	417 ,678
114	305 ,419	388 ,131	417 ,979
115	305 ,620	389 ,035	418 ,281
116	305 ,922	389 ,940	418 ,482
117	306 ,223	390 ,744	418 ,683
118	306 ,525	391 ,447	
119	306 ,826	392 ,251	
120	307 ,128	393 ,055	
121	307 ,329	393 ,658	
122	307 ,530	394 ,462	
123	307 ,731	395 ,166	
124	308 ,032	395 ,869	
125	308 ,334	396 ,472	
126		397 ,176	
127		397 ,678	
128		398 ,281	
129		398 ,985	
130		399 ,588	
131		400 ,090	
132		400 ,593	
133		400 ,894	
134		401 ,196	
135		401 ,497	
136		401 ,799	
137		402 ,100	
138		402 ,402	
139		402 ,703	
140		403 ,005	

	141		403,306			
	142		403,608			
	143		403,909			
	144		404,211			
	145		404,412			
	146		404,713			
	147		405,015			
	148		405,216			
	149		405,417			
	150		405,718			
	151		406,020			
	152		406,221			
	153		406,422			
	154		406,723			
	155		407,025			
	156		407,226			
	157		407,427			
再任用教育職員		226,326	272,455	299,590	326,022	407,226

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,537円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	158,689	203,311	331,851	418,984
	2	160,197	205,020	334,062	420,793
	3	161,704	206,628	336,373	422,602
	4	163,212	208,336	338,484	424,311
	5	164,920	210,145	340,695	425,818
	6	166,830	211,753	342,906	427,326
	7	168,639	213,462	345,217	429,235
	8	170,448	215,070	347,529	431,145
	9	172,257	216,879	349,237	432,954
	10	174,367	218,788	351,348	434,763
	11	176,377	220,698	353,458	436,672
	12	178,387	222,607	355,569	438,481
	13	180,397	224,115	357,679	440,190
	14	182,608	226,125	359,689	442,099
	15	184,819	228,135	361,699	443,908
	16	187,030	230,145	363,709	445,818
	17	189,342	231,954	365,317	447,526
	18	191,955	234,667	367,227	449,335
	19	194,467	237,381	369,036	451,144
	20	196,980	240,094	371,046	452,953
	21	199,492	242,707	372,654	454,561
	22	201,201	245,521	374,563	456,270
	23	202,909	248,134	376,372	458,179
	24	204,618	250,848	378,282	459,888
	25	206,125	253,360	379,588	461,596
	26	207,633	255,873	381,397	463,204
	27	209,341	258,385	383,206	464,812
	28	210,949	260,697	385,116	466,320
	29	212,457	263,310	386,925	467,827
	30	214,165	265,722	388,834	469,134
	31	215,874	267,933	390,744	470,440
	32	217,582	270,144	392,754	471,747

33	219,090	272,254	394,462	472,953
34	220,899	274,465	396,171	473,656
35	222,708	276,676	397,779	474,360
36	224,517	278,686	399,588	475,063
37	226,024	280,998	400,794	475,666
38	227,833	283,008	402,301	
39	229,642	284,917	403,708	
40	231,451	286,927	405,115	
41	233,160	288,736	406,824	
42	234,868	291,148	408,231	
43	236,476	293,460	409,537	
44	238,084	295,972	411,045	
45	239,491	297,982	412,653	
46	240,898	300,495	413,959	
47	242,205	302,806	415,467	
48	243,411	305,520	417,075	
49	244,818	307,932	418,783	
50	246,325	310,344	420,190	
51	247,531	312,856	421,798	
52	249,039	315,168	423,306	
53	250,245	317,379	425,014	
54	251,451	319,590	426,522	
55	252,858	321,700	428,130	
56	253,963	323,911	429,738	
57	255,270	325,821	431,245	
58	256,375	327,931	432,753	
59	257,481	330,042	433,959	
60	258,687	332,052	435,165	
61	259,993	334,162	436,371	
62	261,099	336,273	437,677	
63	262,506	338,484	438,984	
64	263,611	340,695	440,190	
65	264,918	342,403	441,396	
66	266,425	344,614	442,602	
67	267,933	346,624	443,808	
68	269,641	348,835	445,014	

	69	271,048	350,644	446,220
	70	272,455	352,554	447,426
	71	273,862	354,564	448,632
	72	275,269	356,574	449,838
	73	276,375	358,182	450,943
再任	74	277,782	360,091	451,546
用教	75	279,189	361,900	452,049
育職	76	280,395	363,810	452,551
員以	77	281,601	365,619	453,054
外の	78	282,807	367,327	
教育	79	284,013	369,036	
職員	80	285,219	370,644	
	81	286,324	372,151	
	82	287,530	373,659	
	83	288,736	375,166	
	84	289,942	376,573	
	85	290,947	377,679	
	86	292,053	379,086	
	87	293,058	380,493	
	88	294,264	381,799	
	89	295,369	383,106	
	90	296,475	384,412	
	91	297,681	385,618	
	92	298,887	386,925	
	93	299,389	388,231	
	94	300,394	389,337	
	95	301,500	390,643	
	96	302,706	391,849	
	97	303,711	393,256	
	98	304,816	394,261	
	99	305,821	395,367	
	100	306,927	396,372	
	101	307,831	397,276	
	102	308,937	398,281	
	103	310,042	399,387	
	104	311,047	400,492	

105	311,650	401,196
106	312,555	402,100
107	313,359	403,005
108	314,163	403,909
109	315,067	404,713
110	315,469	405,618
111	315,871	406,422
112	316,374	407,226
113	316,977	407,829
114	317,379	408,532
115	317,881	409,236
116	318,384	409,939
117	318,987	410,542
118	319,489	411,045
119	319,891	411,447
120	320,394	411,849
121	320,896	412,251
122	321,298	412,552
123	321,801	412,854
124	322,303	413,055
125	322,906	413,256
126	323,208	413,557
127	323,509	413,859
128	323,811	414,060
129	324,012	414,261
130	324,313	414,562
131	324,615	414,864
132	324,916	415,065
133	325,117	415,266
134	325,318	415,567
135	325,519	415,869
136	325,821	416,070
137	326,122	416,271
138	326,323	416,572
139	326,625	416,874
140	326,926	417,075

	141	327,127	417,276		
	142	327,328	417,577		
	143	327,630	417,879		
	144	327,831	418,080		
	145	328,132	418,281		
	146	328,333			
	147	328,635			
	148	328,936			
	149	329,137			
	150	329,338			
	151	329,640			
	152	329,941			
	153	330,142			
再任用教育職員		235,170	275,671	332,755	417,276

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,738円をそれぞれ加算した額とする。

第4条 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130</p> <hr/> <p>_____ を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5</p> <hr/> <p>_____ 」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条の4 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 当該再任用教育職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 省略</p>

(特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事等の給与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(知事等の給与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

第6条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事等の給与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(知事等の給与)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 知事等の通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																				
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与と条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>397,980</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>458,280</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>518,580</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>598,980</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>696,465</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>794,955</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>331,650</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>367,830</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>395,970</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>397,980</u>	2	<u>458,280</u>	3	<u>518,580</u>	4	<u>598,980</u>	5	<u>696,465</u>	6	<u>794,955</u>	号給	給料月額		円	1	<u>331,650</u>	2	<u>367,830</u>	3	<u>395,970</u>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与と条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>396,540</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>456,774</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>517,008</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>597,320</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>694,698</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>793,081</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>330,283</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>366,423</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>394,532</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>396,540</u>	2	<u>456,774</u>	3	<u>517,008</u>	4	<u>597,320</u>	5	<u>694,698</u>	6	<u>793,081</u>	号給	給料月額		円	1	<u>330,283</u>	2	<u>366,423</u>	3	<u>394,532</u>
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>397,980</u>																																																				
2	<u>458,280</u>																																																				
3	<u>518,580</u>																																																				
4	<u>598,980</u>																																																				
5	<u>696,465</u>																																																				
6	<u>794,955</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>331,650</u>																																																				
2	<u>367,830</u>																																																				
3	<u>395,970</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>396,540</u>																																																				
2	<u>456,774</u>																																																				
3	<u>517,008</u>																																																				
4	<u>597,320</u>																																																				
5	<u>694,698</u>																																																				
6	<u>793,081</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>330,283</u>																																																				
2	<u>366,423</u>																																																				
3	<u>394,532</u>																																																				

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与と条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与と条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給す</p>

_____」
_____」とあるのは、「100分の167.5」とする。

る場合においては100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは、「100分の170」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(職員の給与に関する条例等の適用除外等)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給職員」という。)及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>375,870</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>424,110</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>474,360</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>535,665</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>611,040</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>713,550</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>834,150</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>375,870</u>	2	<u>424,110</u>	3	<u>474,360</u>	4	<u>535,665</u>	5	<u>611,040</u>	6	<u>713,550</u>	7	<u>834,150</u>	<p>(職員の給与に関する条例等の適用除外等)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第9条の3、第17条の2第1項、第18条の3及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第9条の3中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。)」と、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給職員」という。)及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第18条の3中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第17条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第17条の2第1項中「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)」とあるのは「(以下「管理職手当受給教育職員」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>4 省略</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>374,454</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>422,641</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>472,836</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>534,074</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>609,367</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>711,765</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>832,233</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>374,454</u>	2	<u>422,641</u>	3	<u>472,836</u>	4	<u>534,074</u>	5	<u>609,367</u>	6	<u>711,765</u>	7	<u>832,233</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>375,870</u>																																				
2	<u>424,110</u>																																				
3	<u>474,360</u>																																				
4	<u>535,665</u>																																				
5	<u>611,040</u>																																				
6	<u>713,550</u>																																				
7	<u>834,150</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>374,454</u>																																				
2	<u>422,641</u>																																				
3	<u>472,836</u>																																				
4	<u>534,074</u>																																				
5	<u>609,367</u>																																				
6	<u>711,765</u>																																				
7	<u>832,233</u>																																				

第10条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の給与に関する条例等の適用除外等)</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第 9 条の 3、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 9 条の 3 中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 18 条の 3 中「前条第 1 項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第 1 項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第 17 条の 2 第 1 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号）第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p> <p>4 省略</p>	<p>(職員の給与に関する条例等の適用除外等)</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例第 9 条の 3、第 17 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 9 条の 3 中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「（以下「管理職手当受給職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給職員」という。）及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 18 条の 3 中「前条第 1 項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第 1 項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「<u>、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p> <p>3 特定任期付職員に対する教育職員の給与に関する条例第 17 条の 2 第 1 項及び第 19 条第 2 項の規定の適用については、同条例第 17 条の 2 第 1 項中「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）」とあるのは「（以下「管理職手当受給教育職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号）第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第 19 条第 2 項中「<u>、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p> <p>4 省略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 8 条及び第 10 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）第 18 条の 4 及び別表第 1 から別表第 4 までの規定、第 3 条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の教育職員給与条例」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定、第 7 条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定並びに第 9 条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第 1 の規定は平成 30 年 4 月 1 日から、改正後の職員給与条例第 19 条の 4 の規定、改正後の教育職員給与条例第 19 条の 4 の規定、第 5 条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第 3 条の規定、改正後の任期付研究員条例第 6 条の規定及び改正後の任期付職員条例第 8 条の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与条例、改正後の教育職員給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第 3 条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第 5 条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第 7 条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第 9 条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ、改正後の職員給与条例の規定による給与、改正後の教育職員給与条例の規定による給与、改正後の特別職給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

○愛媛県条例第55号

愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 省略</p> <p>第 3 章の 2 <u>インターネット利用環境の整備（第13条の 7 第13条の10）</u></p> <p>第 4 章 青少年の保護のために講ずべき措置（<u>第13条の11</u> 第15条）</p> <p>第 5 章・第 6 章 省略</p> <p>附則</p> <p>第 9 条の 2 省略</p> <p>（<u>児童ポルノ等の提供の求めの禁止</u>）</p> <p>第 9 条の 3 <u>何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。</u></p> <p>（<u>勧誘行為の禁止</u>）</p> <p>第 9 条の 4 <u>何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業等適正化法」という。）第 2 条第 4 項に規定する接待飲食等営業（以下「接待飲食等営業」と</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 省略</p> <p>第 4 章 青少年の保護のために講ずべき措置（<u>第13条の 7 第15条）</u></p> <p>第 5 章・第 6 章 省略</p> <p>附則</p> <p>（<u>インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止</u>）</p> <p>第 5 条の10 <u>何人も、インターネットの利用によつて得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当するものと認められる情報（以下「有害情報」という。）を、青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。</u></p> <p><u>2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たつては、フィルタリング（インターネット上の情報について、一定の条件により、受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。</u></p> <p><u>3 端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たつては、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。</u></p> <p>第 9 条の 2 省略</p>

いう。)又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

(2) 接待飲食等営業(風俗営業等適正化法第2条第1項第1号の営業に限る。)の客となるように勧誘すること。

(深夜における興行場等への立入りの制限)

第13条 次に掲げる者は、当該営業の場所に深夜において青少年を立ち入らせてはならない。

(1)・(2) 省略

(3) インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を設置して客にインターネットを利用させることを業とする者

(4) 省略

2 省略

(定義)

第13条の2 この章において「ツーショットダイヤル等営業」とは、風俗営業等適正化法

第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

第13条の6 省略

第3章の2 インターネット利用環境の整備

(県の責務)

第13条の7 県は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるようにするため、インターネットの適切な利用についての教育及び普及啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の責務)

第13条の8 保護者は、青少年によるインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について理解を深めるよう努めるとともに、青少年が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット利用環境整備法」という。)第2条第3項に規定する青少年有害情報(以下「青少年有害情報」という。)を閲覧し、又は視聴しないよう、インターネットを適切に活用する能力の育成に努めなければならない。

(青少年有害情報の閲覧等の防止)

第13条の9 何人も、インターネットを利用する場合には、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

2 端末設備を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年インターネット利用環境整備法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(以下「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」という。)の利用その他の適切な方法により、青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴しないように努めなければならない。

3 端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年インターネット利用環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス(以下「青少年有害情報フィルタリングサービス」という。)に係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(深夜における興行場等への立入りの制限)

第13条 次に掲げる者は、当該営業の場所に深夜において青少年を立ち入らせてはならない。

(1)・(2) 省略

(3) 端末設備 _____ を設置して客にインターネットを利用させることを業とする者

(4) 省略

2 省略

(定義)

第13条の2 この章において「ツーショットダイヤル等営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23

年法律第122号)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

第13条の6 省略

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等)

第13条の10 青少年インターネット利用環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、同項に規定する役務提供契約(以下「役務提供契約」という。)を締結しようとする相手方である青少年又は保護者に対し、青少年インターネット利用環境整備法第14条に掲げる事項を説明するときは、インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為を行うおそれがあること又は自身を傷つけ、若しくは他人に危害を加えるおそれがあることその他の規則で定める事項を説明し、当該事項及び同条に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット利用環境整備法第15条ただし書に規定する申出又は青少年インターネット利用環境整備法第16条ただし書に規定する申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対して、当該保護者の氏名及び青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない理由又は同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置(以下「青少年有害情報フィルタリング有効化措置」という。)を講ずることを希望しない理由を記載した書面を提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約を締結したとき、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない青少年インターネット利用環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等を販売したときは、当該書面又はその写しを規則で定めるところにより保存しなければならない。

4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項又は前項の規定を遵守していないと認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、これらの規定を遵守すべきことを勧告することができる。

第13条の11 省略

(公表)

第13条の12 省略

2 知事は、第13条の10第4項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(家出等の疑いのある青少年の保護)

第14条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業並びに住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業及び同条第6項に規定する住宅宿泊管理業を営む者は、客として宿泊し、又は休憩した青少年の行動が、家出、無断外泊等明らかに異常であると認めるときは、速やかに警察署(交番又は駐在所を含む。)、児童相談所若しくは地方局又は市福祉事務所へその旨を通報しなければならない。

(審議会への諮問)

第16条 知事は、第4条第2項、第5条第2項若しくは第5条の2第2項の規定による指定、第4条第5項の規定による指定の取消し、第5条第9項、第5条の7第4項、第7条第2項若しくは

第13条の7 省略

(公表)

第13条の8 省略

(家出等の疑いのある青少年の保護)

第14条 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業

を営む者は、客として宿泊し、又は休憩した青少年の行動が、家出、無断外泊等明らかに異常であると認めるときは、速やかに警察署(交番又は駐在所を含む。)、児童相談所若しくは地方局又は市福祉事務所へその旨を通報しなければならない。

(審議会への諮問)

第16条 知事は、第4条第2項、第5条第2項若しくは第5条の2第2項の規定による指定、第4条第5項の規定による指定の取消し又は第5条第9項、第5条の7第4項、第7条第2項若しくは

第13条の5第3項の規定による命令、第13条の10第4項の規定による勸告又は第13条の12第2項の規定による公表をしようとするときは、愛媛県青少年保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、審議会が設置し、その権限の一部を委任した専門委員に諮問することができる。

2 省略

（立入調査等）

第17条 知事は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にこれらの者の営業の場所若しくは施設（自動販売機等の設置場所を含む。）若しくは第7条第1項の規定に該当する広告物が掲出され若しくは表示されている場所内に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(1)～(8) 省略

(9) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等

2～4 省略

（罰則）

第18条 省略

2・3 省略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第5項、第5条の2第5項、第5条の7第1項若しくは第2項、第6条、第9条の4、第13条の3又は第13条の5第1項の規定に違反した者

(2) 省略

(2)の2 第9条の3の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

イ 青少年を欺き、威迫し、若しくは困惑させて、又は青少年に対し、金品その他の財産上の利益を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

(3) 省略

5・6 省略

7 第9条の2から第9条の4まで又は第11条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第3項又は第4項の処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

第13条の5第3項の規定による命令 _____ をしようとするときは、愛媛県青少年保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、審議会が設置し、その権限の一部を委任した専門委員に諮問することができる。

2 省略

（立入調査等）

第17条 知事は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にこれらの者の営業の場所若しくは施設（自動販売機等の設置場所を含む。）若しくは第7条第1項の規定に該当する広告物が掲出され若しくは表示されている場所内に立ち入り、調査し、若しくは関係者に質問することができる。

(1)～(8) 省略

2～4 省略

（罰則）

第18条 省略

2・3 省略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第5項、第5条の2第5項、第5条の7第1項若しくは第2項、第6条 _____、第13条の3又は第13条の5第1項の規定に違反した者

(2) 省略

(3) 省略

5・6 省略

7 第9条の2 _____又は第11条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項又は第3項 _____の処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第56号

愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例を次のように公布する。

平成30年12月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例

戦後、積極的に造成された本県のすぎ、ひのき等の人工林資源は充実し、特にひのきの素材生産量は全国でも上位に位置するなど、正に成熟期を迎え、「育てる時代」から「利用する時代」へと移行してきている。

一方、人口減少の進展により、木材需要が減少することが予想される中で、木材価格の長期にわたる低迷による森林所有者の経営意欲の

減退、林業の担い手不足、林道等の基盤整備の遅れ等により、林業生産活動は停滞し、木材生産が伸び悩んでいるほか、間伐等の適正な森林整備がなされない森林が増加し、森林の持つ水源の涵養、二酸化炭素の吸収及び固定化など、県民生活に不可欠な公益的機能の発揮に支障を来すことが危惧されている。

こうした状況を打開するためには、木材の安定供給体制の構築と新たな木材需要の創出により、木を伐採し、伐採した木を利用し、植林し、育林し、再び伐採するという生業としての林業及び木材産業を活性化させ、豊かな森林資源の循環利用を確立することで、林業及び木材産業を地域の成長産業に育成することが必要となっている。

ここに、私たちは、木材を利用することの重要性に関する認識を改めて共有し、木材の供給及び利用の促進に県全体で取り組むために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、木材の供給及び利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町との連携等並びに森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等の役割について明らかにするとともに、木材の供給及び利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県内の林業及び木材産業の振興を図り、本県経済の活性化及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するとともに、県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林の有する多面的機能 林産物の供給、水源の涵養、山地災害(山崩れ、土石流、地滑り等の山地における災害をいう。)の防止、土壌、地球環境及び生物多様性の保全その他の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (2) 森林資源の循環利用 伐採、木材の利用、植林及び育林という一連の行為により、森林資源である木材が繰り返し生産され、及び有効に利用されることをいう。
- (3) 森林所有者 森林法(昭和26年法律第249号)第2条第2項に規定する森林所有者をいう。
- (4) 森林組合 森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。
- (5) 林業事業者 森林施業(造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。
- (6) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- (7) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (8) 県産木材 県内で生産された木材をいう。
- (9) 県産木材製品 県産木材を原材料とした製品又は県外から移入した木材を原材料として県内の事業所で製造された製品をいう。
- (10) 愛媛ブランド材 品質及び性能の確かな製品として県独自の品質基準を満たす県産木材製品をいう。
- (11) 木質バイオマス 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第19条に規定する木質バイオマスをいう。

(基本理念)

第3条 木材の供給及び利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 木材の生産、加工、流通その他の森林経営及び木材産業の業務に従事する担い手の確保、育成及び就労の定着のため、その経営基盤の強化が進められること。
- (2) 森林資源を最大限に生かしていくため、木材の供給者から消費者までを結び付ける効率的な流通体制が構築されるとともに、従来の木材の利用のほか、新たな木材の加工及び利用の技術の開発及び普及を図ることにより、木材需要の創出及び利用拡大が進められること。
- (3) 木材の利用の促進により、生業としての林業を活性化させることで、森林の適正な管理を図り、森林の有する多面的機能を向上させること。
- (4) 前3号に掲げる事項に関する取組を通じ、森林資源を充実させ、森林資源の循環利用を進めることにより、本県経済を支える林業、木材産業その他の木材関連産業の振興が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県産木材をはじめとする木材の供給及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他の関係事業者との協働に努めるものとする。

(市町との連携等)

第5条 県は、前条第1項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策との整合を図るため、市町と情報交換を行う等緊密に連携するとともに、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、その所有する森林の適切な整備及び保全に努めるとともに、県又は市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林組合の役割)

第7条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全並びに林業の振興

に積極的に努めるとともに、県又は市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第8条 林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るための森林の適切な整備及び保全並びに計画的な森林経営による県産木材の安定供給に努めるとともに、県又は市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第9条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の有効利用及び流通の促進(県産木材製品の国内販売及び輸出の促進を含む。)、木材製品の安定供給、木材の加工及び利用の技術の開発、普及及び継承、人材の育成その他の木材産業の振興に努めるとともに、県又は市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第10条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、木材に係る知識の習得、県産木材の優先的かつ積極的な利用、木造建築技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県又は市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第11条 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、基本理念にのっとり、木材の供給及び利用の促進が本県経済の活性化及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資することについての理解並びにその日常生活及び事業活動を通じて、県産木材及び県産木材製品の利用の促進に努めるとともに、県又は市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第12条 知事は、木材の供給及び利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木材の供給及び利用の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 木材の供給及び利用の促進に関する基本的な事項
- (2) 木材の供給及び利用の目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県産木材の供給及び利用の促進に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市町、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の意見を聴くほか、県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(木材の供給の促進のための措置)

第13条 県は、木材の供給の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 森林の有する多面的機能を向上させ、高度に発揮させるための森林の整備に関すること。
- (2) 森林資源の再生産を図るための主伐及び再造林の促進に関すること。
- (3) 持続的かつ計画的な森林経営を行う体制の構築に関すること。
- (4) 県産木材の生産、加工、流通等を安定的かつ効率的に行うことができる供給体制の構築に関すること。
- (5) 木材の供給体制を担う人材の育成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県産木材の供給の促進に関すること。

(木材の利用の促進のための措置)

第14条 県は、木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 愛媛ブランド材その他の県産木材及び県産木材製品の国内外への販路拡大に関すること。
- (2) 建築物、公共土木施設その他の工作物(以下「建築物等」という。)への積極的な県産木材の利用の推進に関すること。
- (3) 建築物等への木材の活用その他の木材の利用の促進を担う人材の育成に関すること。
- (4) 木材の加工及び利用の技術の開発及び普及に関すること。
- (5) 木質バイオマスその他の木材の有効利用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関すること。

(公共施設における県産木材の利用等)

第15条 県は、公共施設の整備に当たっては、県産木材の利用を促進するため、木造化又は木質化を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、市町その他公共的団体等に対して、建築物等の木造化又は木質化を要請するとともに、県産木材の利用が促進されるよう必要な支援に努めるものとする。

(森林資源の循環利用の確立)

第16条 県は、前3条の措置を総合的かつ計画的に実施することにより、県産木材に係る森林資源の循環利用を確立し、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者その他の県産木材を取り扱う事業者の持続可能な事業経営が促進されるよう努めるものとする。

(普及啓発)

第17条 県は、森林の有する多面的機能の重要性及び県産木材の利用に関する意義について県民の理解を深め、森林を社会全体で支えたと

いう機運を醸成するよう普及啓発に努めるものとする。

(意見交換等の体制の整備)

第18条 県は、木材の供給及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等が意見を交換し、及び相互に協力することができる体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、木材の供給及び利用の促進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第20条 知事は、毎年度、木材の供給及び利用の促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている木材の供給及び利用の促進に関する事項を定めた県の計画は、第12条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。